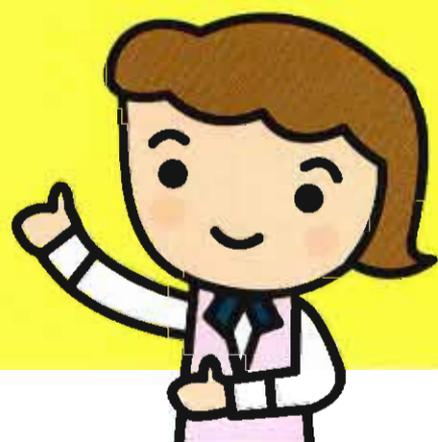
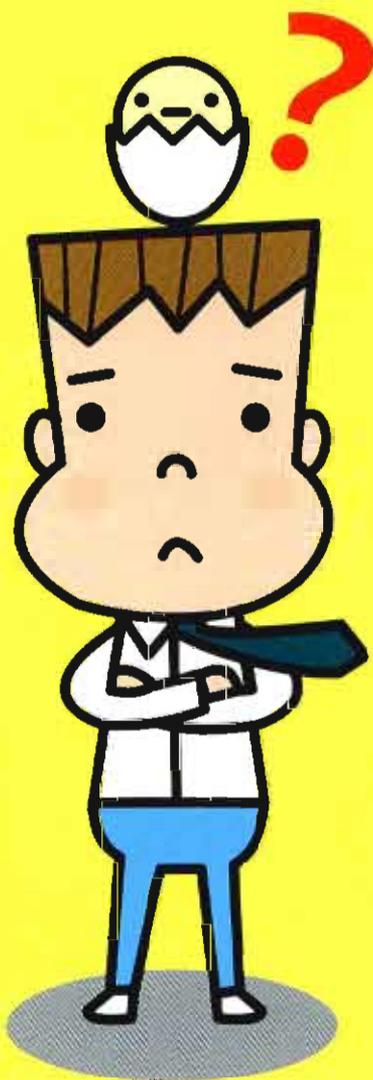


新製品開発や新事業を創出する

鯖江市内のチャレンジ精神旺盛な企業を応援！

ものづくりの
ノウハウ
だれに聞けば
いいのだろうか？



鯖江市ものづくり支援機構では
技術系専門家がアドバイス。
また、資金補助制度を設け
企業を資金面で支援しています！

チャレンジ企業応援補助金スタート！

鯖江市ものづくり支援機構

中小企業が
元気なまち



鯖江市 ものづくり支援機構 活動と目的

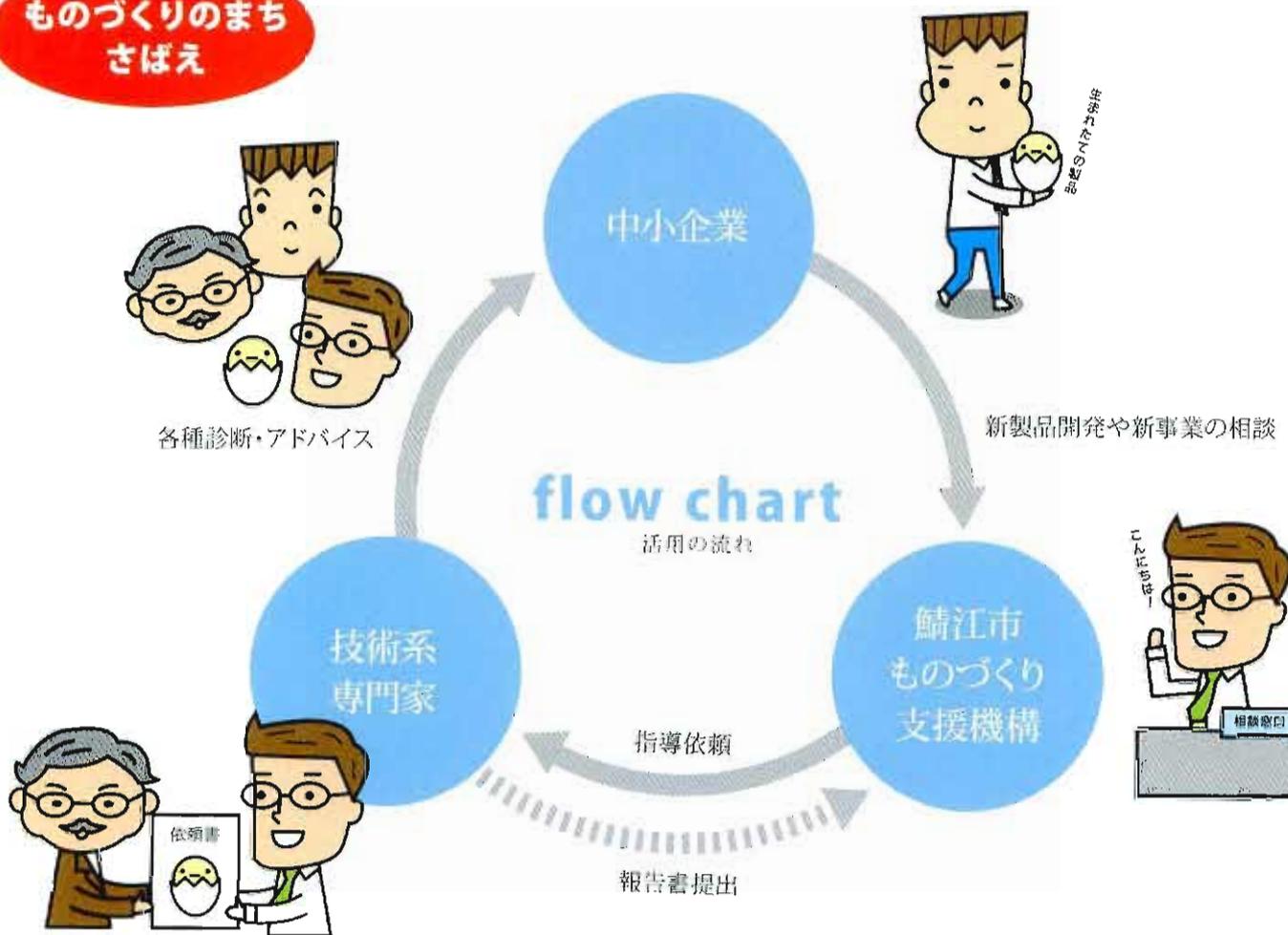
鯖江市ものづくり支援機構では、新規事業や新製品開発、あるいはサービスの向上などを目指す、チャレンジ精神旺盛な企業に対し、積極的に適切なアドバイスや支援、専門家斡旋などを行います。

また、「チャレンジ企業応援補助金」制度を新設し、事業化・市場化段階の事業活動を資金面で支援することで、市内ものづくり産業の活力が創生されることを支援します。

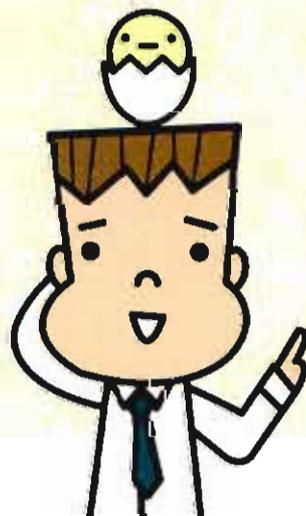
窓口では、ものづくり支援に関する経験豊かな専門家が常駐し、対応します。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密を厳守いたします。

鯖江市ものづくり支援機構

ものづくりのまち さばえ



例えば、どんなとき
利用すれば
良いのですか！



例えば！

- 新製品の宣伝方法を知りたい
- 特許権の取得方法がわからない
- 海外商取引、海外進出などの相談
- いろんな情報がほしいけれど集め方がわからない
- 使える補助制度を紹介してほしい
- 共同研究がしたい
- デザイナーを紹介してほしい
- 販路の連携先を探したい
- 性能試験・分析評価を得たい
- 製品改良アドバイスを受けたい
- 技術高度化の指南をしてほしい
- サポートインゲンタストリー・ネットワークに参加したい

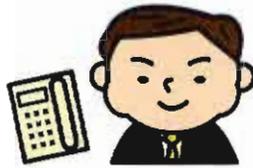
技術系専門家が アドバイス

中小企業が独自の製品開発ができるよう、同じ技術者の視点から助言。大学や高専との産学連携に向けた相談にも応じる体制も確立します。どのような案件にも相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

adviser

対応する専門家

中小企業診断士



中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。企業の成長戦略の策定について専門的知識をもってアドバイスします。また、策定した成長戦略を実行するに当たって具体的な経営計画を立て、その実績やその他の経営環境の変化を踏まえた支援もいたします。

弁理士



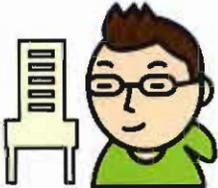
技術的な創作や工業デザイン、業務上の信用を特許権、意匠権、商標権等の形で権利化するための特許庁への出願手続代理や、それらを取消又は無効とするための審判請求手続・異議申立て手続の代理業務を行います。また、知的財産に関するユーザーニーズの多様化に応じて、ライセンス契約の交渉、特許手続の代理、外国出願関連業務等を含む知的財産分野全般に関するサービスを提供するなどの幅広い業務を行います。

ITコーディネータ



ITと企業経営両方の知識を持ち、経営者の経営戦略を実現するIT化支援サービスを行う専門家です。経営戦略やそれを実現するためのIT戦略の立案・策定における選択肢の提示と経営者の意思決定支援、IT資源調達やIT導入における豊富な経験にもとづいた助言とプロジェクト遂行支援など、経営戦略を実現するための戦略的IT利活用に関して経営者を支援します。

インダストリアルデザイナー



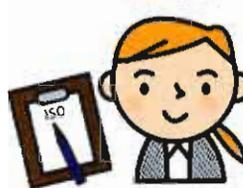
工業製品のデザインを手がけます。美しさやユーザビリティの追求や、製品の商品性を高めるアドバイスを行います。日常生活用品をデザインする「プロダクトデザイン」、機械製品のデザイン領域の「メカニカルデザイン」に分けてアドバイスします。

プランナー



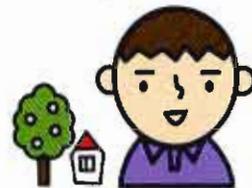
事業戦略立案(ビジネスプランニングやマーケティング)の支援を行います。新しい事業のプラン作りをお手伝いします。

ISO相談員



中小製造業のための、ISO品質・環境マネジメントシステムの取得・運用・有効活用等の相談に応じ、指導・助言を行います。

省エネアドバイザー



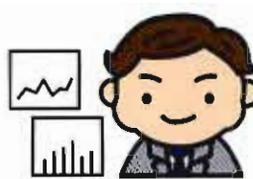
省エネルギー・省資源等の温室効果ガスの計画的な排出抑制や、省エネビジネスに関する指導・助言を行います。

バイオアドバイザー



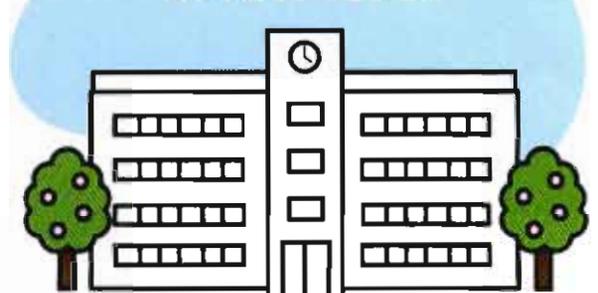
バイオテクノロジーを活かしたライフサイエンス分野(医療、農業、機能性食品など)それぞれのビジネス領域による展開についてアドバイスします。

経営品質セルフアセッサー



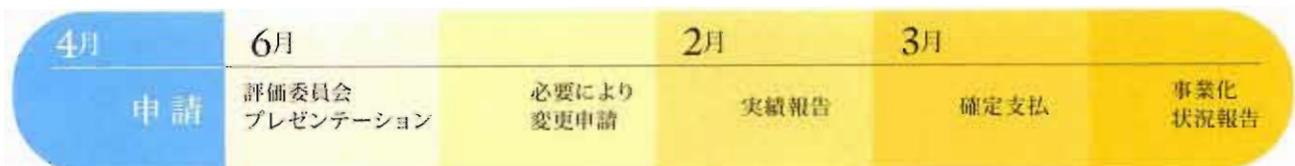
「経営品質」とは、製品やサービスそのものの品質ではなく、経営(マネジメント)の質に注いだ考え方です。お客様が常に「価値が高い」と感じる製品やサービスを生み出すために、自社の経営や組織の課題に気づき、それを革新(イノベーション)して経営(マネジメント)の質を高める活動を支援します。

大学や高専との産学連携



さらに!2010年からスタートした「チャレンジ企業応援補助金」をご利用ください。

■補助金交付の流れ



チャレンジ企業応援補助金

対象事業に専門家のアドバイスと経費の1/2を補助し、支援します。

対象者

新製品開発などを試みる鯖江市内に住所を所有する中小企業。

対象事業

1. 新製品・新技術を開発しようとする事業
2. 新事業を創出・業種を転換しようとする事業
3. 知的財産権を取得しようとする事業

補助金額・補助率

上限200万円 ※補助対象経費の2分の1以内

募集期間

平成22年4月1日(木)から5月14日(金)
※応募件数により追加募集する場合があります。

補助事業の実施期間

平成22年4月1日から平成23年2月28日迄
応募に際しては、この期間に実施が可能な事業計画を立ててください。

補助金交付条件

- ① 実質的に同一内容の事業(相当程度重なる場合を含む)について、他の助成・補助制度を利用する場合は、この補助事業を利用することはできません。
- ② 申請された案件については、平成22年6月に実施予定の評価委員会にて採択いたします。
- ③ 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認をえなければなりません。
- ④ 補助事業の実施期間中に、事業の遂行状況について報告を求める場合があります。
- ⑤ 補助事業完了後、実績報告書を提出してください。
- ⑥ 対象経費については、年度内に支払われたものに限りです。
- ⑦ 領収書等支払いを証する書類を整備しておいてください。
- ⑧ 鯖江市税納税証明書(現年分全税)を提出していただきます。
- ⑨ 補助金交付年度終了後、補助事業の成果に係る事業化状況および補助事業に関する調査にご協力をお願いいたします。

補助対象経費

※同一年度内において、各企業1事業あたり1件の申請を限度とします。

新製品・新技術 開発事業補助金

<限度額>申請1件につき200万円以内
<補助率>1/2

下記のいずれかに該当する経費で、生産および販売など直接、事業活動にあたらぬもの。

- ① 原材料および副資材の購入に要する経費
(通信運搬費、原材料費)
- ② 機械装置の購入およびリースに要する経費
(消耗品費、通信運搬費、工事請負費、備品購入費、使用料および賃借料) ※生産に転用可能な機械装置については、購入費用の1/2の経費を補助対象経費とする。
- ③ 工具器具の購入に要する経費
(消耗品費、通信運搬費、備品購入費)
- ④ 外注加工に要する経費(委託料)
- ⑤ 技術指導の受入に要する経費
(報償費、委託料)
- ⑥ 市場調査に係る経費
(旅費、委託料、使用料および賃借料)
- ⑦ 展示会・見本市への参加経費
(手数料、旅費、委託料、使用料および賃借料)
- ⑧ その他、特に必要と認められた経費

新事業創出 業種転換事業補助金

<限度額>申請1件につき200万円以内
<補助率>1/2

下記のいずれかに該当する経費

- ① 製造設備の購入およびリースに要する経費
(工事請負費、備品購入費、使用料および賃借料)
- ② デザイン開発に要する経費(委託料)
- ③ 広告宣伝費(印刷費、通信運搬費)
- ④ 展示会・見本市への参加経費
(手数料、旅費、委託料、使用料および賃借料)
- ⑤ 原材料および副資材の購入に要する経費
(通信運搬費、原材料費)
- ⑥ 工具器具の購入に要する経費
(消耗品費、通信運搬費、備品購入費)
- ⑦ 外注加工に要する経費(委託料)
- ⑧ 技術指導の受入に要する経費
(報償費、委託料)
- ⑨ 市場調査に係る経費
(旅費、委託料、使用料および賃借料)
- ⑩ 店舗の設置等に係る経費
(工事請負費、備品購入費、使用料および賃借料)
- ⑪ その他、特に必要と認められた経費

特許権等取得補助金

<限度額>年度内1社につき
① 特許権の取得-----10万円以内
② 実用新案権の取得-----10万円以内
③ 意匠・商標登録-----5万円以内
<補助率>1/2

- ① 特許庁手数料のうち
出願、審査請求、評価書請求にかかる経費
(消耗品費、手数料)
 - ② 弁理士手数料(消耗品費、手数料)
 - ③ 当該権利のための研修にかかる費用
(報償費、旅費、消耗品費、使用料および賃借料、負担金)
 - ④ 意匠・商標のデザイン開発費用
(委託料・手数料)
- ※特許権等取得補助金については、随時受け付けています。



お問い合わせ・応募先

鯖江市ものづくり支援機構

(鯖江商工会議所2階) 担当: 松尾・藤井

TEL.0778-51-2900

<http://www.sabaeccl.or.jp/web/osirase/charenjhojo2010.htm>